

鳥栖市教育支援センター 「みらい」の手引き



令和7年10月
鳥栖市教育委員会

1 目的

不登校児童生徒の多様な学びの場の一つとして、鳥栖市教育委員会では鳥栖市教育支援センター「みらい」を開設しています。不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりや学習支援、共同的な体験活動等を通じて、人と関わることへの不安や悩みを和らげながら、社会的自立を促すための支援を行います。

2 支援の考え方

不登校児童生徒やその保護者に寄り添いながら悩みに耳を傾けます。そして、児童生徒が小さな成功体験を積み重ねながら、自分自身に自信をもって生活できるようにサポートします。また、児童生徒の成長を見つめ、一人一人にあった適切な目標に向けて教え導くことにも努めます。

こんなことができるように支援します	
ホ ッ プ	☆ 「みらい」に慣れる ○ 自分で「みらい」の部屋に入る。 ○ 「みらい」の友達や先生にあいさつをする。 ○ 自分のことを話す。 ○ 自分のめあてをもち、前向きな気持ちをもつ。
ステップ	☆ いろいろな活動に挑戦する ○ 自分から「みらい」の先生に話しかける。 ○ 朝起き・睡眠時間など、毎日の生活リズムをつくる。 ○ 自分の今の気持ちを伝える。 ○ 「みらい」の友達と一緒に遊ぶ。 ○ 体験活動（集団活動）に参加する。 ○ PCや電話、ノート等で学校の担任とやりとりをする。
ジャンプ	☆ 社会的な自立の第一歩として、学校とのかかわりを深めたり、自分の進路について自分で考えたりする。 ○ 学校の担任と話をする。 ○ クラスの友達とのかかわりをもつ。 ○ 少しでも登校し校内で過ごす。 ○ 教室へ行ったり、学校行事に参加したりする。 ○ 自分の今後について考える。

3 活動内容

(1) 1日の生活の流れや予定を自分で決めることができるように取り組みます。

○ 生活の見通しをもつことで、安心して来室できるようになります。

時 間	活 動	内 容
9:30	朝の挨拶・活動の準備 活動(個人または小集団)	・活動の確認と準備 ・予定にそった活動 ・ゲームや運動
12:00	昼食 (宅配弁当の販売あり)	・昼食 ・自由時間
13:00	学習	・自分で決めた学習
14:00	自由活動	・自分がやりたい活動
14:40 15:00	振り返り・帰りの挨拶	・活動の振り返り ・次の日の計画

※ タブレットを用いて、学校の授業を受けることもできます。

(2) 月に1回程度、体験活動(集団活動)を行います。

【年間の活動内容(例)】

4月		10月	冬野菜づくり、焼きそばづくり
5月	夏野菜づくり	11月	そば打ち体験
6月	冷やし中華づくり	12月	クリスマスリースづくり
7月	夏野菜カレーづくり	1月	おにぎり・味噌汁づくり
8月		2月	陶芸体験、おでん会
9月	蒸しパン・ゼリーづくり	3月	お別れたこ焼き会

① 野菜づくりを通じて、収穫の喜びを味わいます。

・ 畑で野菜を分担、協力して育てます。

② 調理実習や野外での活動を通じて、コミュニケーション能力を高めます。

(3) ゲームや運動を「みらい」の友達と一緒に楽しめます。

・ グループで、カードゲームをしたり体を動かしたりして楽しみながら、自然な形で友達と接します。

(4) 「みらい」で取り組んだ学習物(教科の課題や作品等)を学校に提出します。

・ 達成感や成就感を味わい、また学校とのかかわりを深めます。

4 学校及び保護者との連携

(1) 保護者会を開催します。

・ 年に3回程度保護者会(7月、12月、3月)を開催し、「みらい」や家庭での様子などの情報交換を行います。

(2) 担任等との連絡会を実施します。

・ 定期的に学校職員(校長等、担任、養護教諭、教育相談担当者等)と児童生徒の現状を共通理解し、相互が以後の支援に生かします。

(3) 「鳥栖市教育支援センター『みらい』通信」を発行します。

・ 市立各小中学校に活動内容を知らせ支援が必要な時に役立ててもらいます。

(4) 月ごとに児童生徒一人一人の「通所状況通知書」を作成し、在籍する学校と保護者にお届けします。

5 出席の取扱い

「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」に沿って各学校で個別に協議を行い、要件を満たすことで「みらい」に通所した日数は指導要録上の出席扱いとなります。

6 入所の対象

鳥栖市立小中学校に在籍する児童生徒又は、鳥栖市在住で小中学校に在籍する児童生徒で、心理的・情緒的要因等により不登校又は不登校傾向の状態にあり、保護者・当該児童生徒が入所を希望する場合、入所の対象となります。

7 入所手続き

- ① 保護者⇒在学校へ入所の相談
- ② 学校長⇒「支援の依頼」「入所相談票」⇒鳥栖市教育委員会へ
- ③ 教育支援センター「みらい」で保護者、児童生徒との面談
- ④ 鳥栖市教育委員会⇒「仮入所の通知」学校・保護者
仮入所(2週間～1ヶ月)



- ⑤ 保護者⇒「入所願」⇒学校長⇒鳥栖市教育委員会へ
- ⑥ 鳥栖市教育委員会⇒「入所の通知」⇒学校長へ
- ⑦ 学校長⇒「入所の通知」⇒保護者へ

8 見学・相談

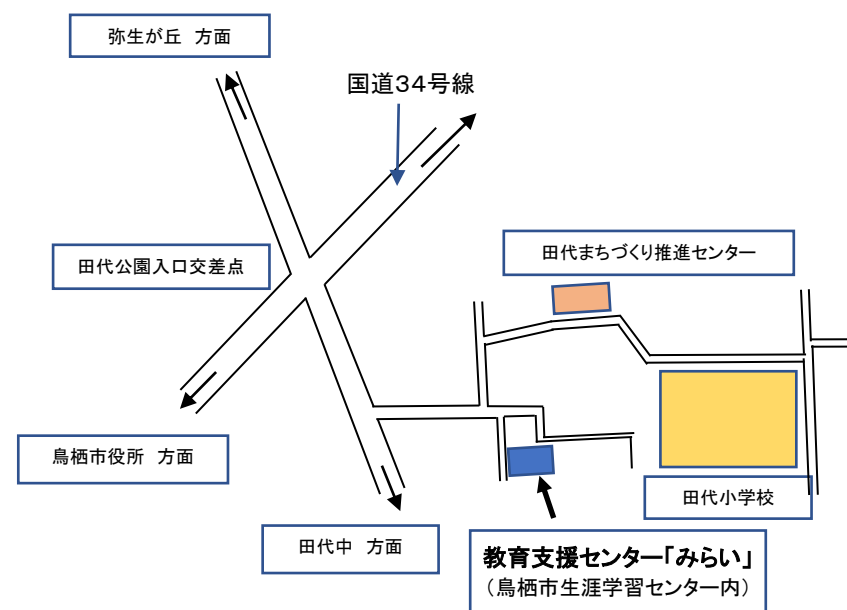
毎週水曜日を関係機関との協議、学校訪問、家庭訪問及び保護者と児童生徒の見学や相談の日としています。ご希望の場合は、事前に電話にてご連絡をお願いします。

電話での相談は、月曜日～金曜日の 9:00～16:00（祝日を除く）で受け付けています。

9 開所日時

- 学校の休業日を除く月、火、木、金曜日（週4日）を開所しています。
（開所時間 9:30～15:00）
- 水曜日は、児童生徒が登校にチャレンジしたり、その他の学びの場で学習したりする日としています。

10 アクセス



鳥栖市教育支援センター「みらい」

〒841-0017 鳥栖市田代大官町 323-5
（鳥栖市生涯学習センター内）
TEL 0942-82-4868

鳥栖市教育委員会 学校教育課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地
TEL 0942-85-3520 FAX 0942-83-0042